

財産の処分について

下記のとおり財産を売却処分するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年霧島市条例第 68 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 2 年 1 1 月 2 4 日提出

霧島市長 中 重 真 一

記

1 処分する財産の所在及び面積等

(1) 土地

所在	地目	面積
霧島市霧島田口字戸崎原 2280 番 7	雑種地	12,056.00 m ²
霧島市霧島田口字戸崎原 2280 番 81	宅 地	805.10 m ²
霧島市霧島田口字戸崎原 2280 番 17	雑種地	2,663.00 m ²
霧島市霧島田口字戸崎原 2280 番 4	宅 地	2,910.66 m ²
計		18,434.76 m ²

(2) 工作物

霧島市霧島田口字戸崎原 2280 番 7 及び 2280 番 81 地内

トイレ棟 1 棟（木造 18 m²。浄化槽等給排水設備を含む。）

フェンス 総延長 414m

排水設備 U字側溝 188m及び暗渠排水 1,055m

2 処分の目的

地域の活性化に資する利活用を構想している者に対し、当該財産を売却するものである。

3 処分の方法

随意契約（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）による。

4 処分価格

金 64,400,000 円

5 処分の相手方

住 所 霧島市霧島田口 2143 番地
氏 名 医療財団法人浩誠会 霧島杉安病院
理事長 杉 安 浩一郎

（提案理由）

地域の活性化に資する利活用を構想する医療財団法人浩誠会 霧島杉安病院に霧島東中学校跡地を売却しようとするものである。